

【保険薬局および保険薬剤師療養担当規則】

に基づき以下の事項を掲載します。

特記事項

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。

薬剤服用歴管理指導料に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

- ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。

- ・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

- ・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

個別調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

開局時間 別途掲示

夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯

- ・平日は8時までと19時以降
- ・土曜日は8時までと13時以降
- ・日祝日、年末年始(12/29 から 1/3) は終日

調剤基本料に関する事項

ふくしま薬局、本町薬局、ひのだい4丁目薬局、連雀通り薬局、なのはな薬局、みどりヶ丘薬局、えのき薬局、立川北口薬局は基本料1・錦町薬局、多摩薬局は基本料2

後発医薬品の調剤に関する事項

当薬局では、医療費を抑え、お薬代の負担を軽減するためにジェネリック医薬品を積極的に調剤しています。また、後発医薬品体制加算を適用しております。

地域支援体制加算を算定しています

ふくしま薬局、本町薬局、ひのだい4丁目薬局、連雀通り薬局、なのはな薬局、みどりヶ丘薬局、えのき薬局、立川北口薬局は加算1・錦町薬局、多摩薬局は加算2

在宅患者訪問薬剤管理指導に関する事項

医師の指示に基づき薬剤師が患家を訪問して、服薬指導を行います。

当薬局は在宅薬学総合体制加算を算定しています。

本町薬局、ひのだい4丁目薬局、連雀通り薬局、なのはな薬局、えのき薬局は加算1

錦町薬局、多摩薬局、ふくしま薬局、みどりヶ丘薬局、立川北口薬局は加算2

無菌製剤処理加算に関する事項

実施しています。錦町薬局、多摩薬局、ふくしま薬局、みどりヶ丘薬局、立川北口薬局は

実施していません。本町薬局、ひのだい4丁目薬局、連雀通り薬局、なのはな薬局、えのき薬局、
かかりつけ薬剤師指導料に関する事項

当薬局は患者様の要望に応じて要件を満たした薬剤師によりかかりつけ薬剤師指導料を算定しています。

連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準を満たしています。

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 感染症や災害圧制時の体制整備および周知
- ・ 感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有
- ・ 被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備
- ・ 自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備
- ・ オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取扱い

医療DX推進体制整備加算に関する事項

当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進することで、質の高い医療の提供に努めています。

在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている旨

医師の指示に基づき実施しています。

健康相談または健康教室を行っている旨

健康相談は随時、健康教室も年1回以上開催します。

電話番号(24時間調剤体制における連絡先) 別途掲示

特定販売

当薬局は実施しておりません。

保険外サービス等の費用請求に関する事項

別途定めます